

今月の経理情報

2007年 5月

今回のテーマ： 労働保険の『年度更新』

労働保険とは、雇用保険と労災保険の総称語で、原則として、労働者を一人でも雇っていれば強制適用となり、保険料の徴収などについては、一体のものとして取り扱われます。

労働保険料は、賃金の総額に保険料率（労災保険率+雇用保険率）を乗じて算出します。労災保険は全額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方で負担します。

1. 年度更新とは

労働保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の年度当初に保険料を概算で申告・納付します。翌年度当初に、確定した賃金総額を基にして保険料の実際額を計算し、概算払いとの差額を精算することになります。また、精算するとともに次の年度の概算払いを同時に行います。これを『年度更新』といいます。

2. 手続及び納付

4月1日から5月20日までに、「労働保険概算・確定保険料申告書」を作成し、保険料を併せて申告・納付します。

また、概算保険料が40万円以上の場合などには、3回（第1期5月20日まで、第2期8月31日まで、第3期11月30日まで）に分けて納付できます。

従来、労働保険料の納付は、直接金融機関または各都道府県労働局等に出向いて納める必要がありましたが、今では電子納付サービスによりインターネットバンキングやATMから納付することもできます。

3. 税務上の取扱い

概算保険料のうち事業主が負担すべき金額については、「労働保険概算・確定保険料申告書」を提出した日、又は納付した日の属する事業年度の損金の額に算入します。

精算時において生じる不足額又は超過額は、それぞれ「労働保険概算・確定保険料申告書」を提出した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に算入します。

お見逃しなく！

1. 会社の役員は、社会保険と異なり、原則として労働保険に加入することはできません（使用人兼務役員を除く）。
2. 保険料率を乗じる賃金総額とは、いわゆる給料だけではなく、名称を問わず労働の対価として支払うものすべてを指します。よって、通勤手当や住宅手当なども含めて計算します。